

1-① 長期広域化・集約化に係る国通知(令和6年3月29日付)

○概要

人口減少等が進行しつつある中、プラスチック等の資源循環強化、災害対策強化、気候変動対策の推進等の観点から、中長期的な視点での安定的・効率的な処理体制の確保のため、都道府県が主体となり、長期広域化・集約化計画を策定すること(令和9年度末日途)

○計画の位置づけ

都道府県が策定する廃棄物処理計画(廃棄物処理法第5条の5)の一部に該当

千葉県におけるごみ処理の長期広域化・集約化計画の策定について

1-② 長期広域化・集約化に係る国通知(令和6年3月29日付)

○長期広域化・集約化計画(以下「長期計画」)の策定について

(1)期間:原則2050(令和32)年度まで

(2)長期計画に含める主な検討内容

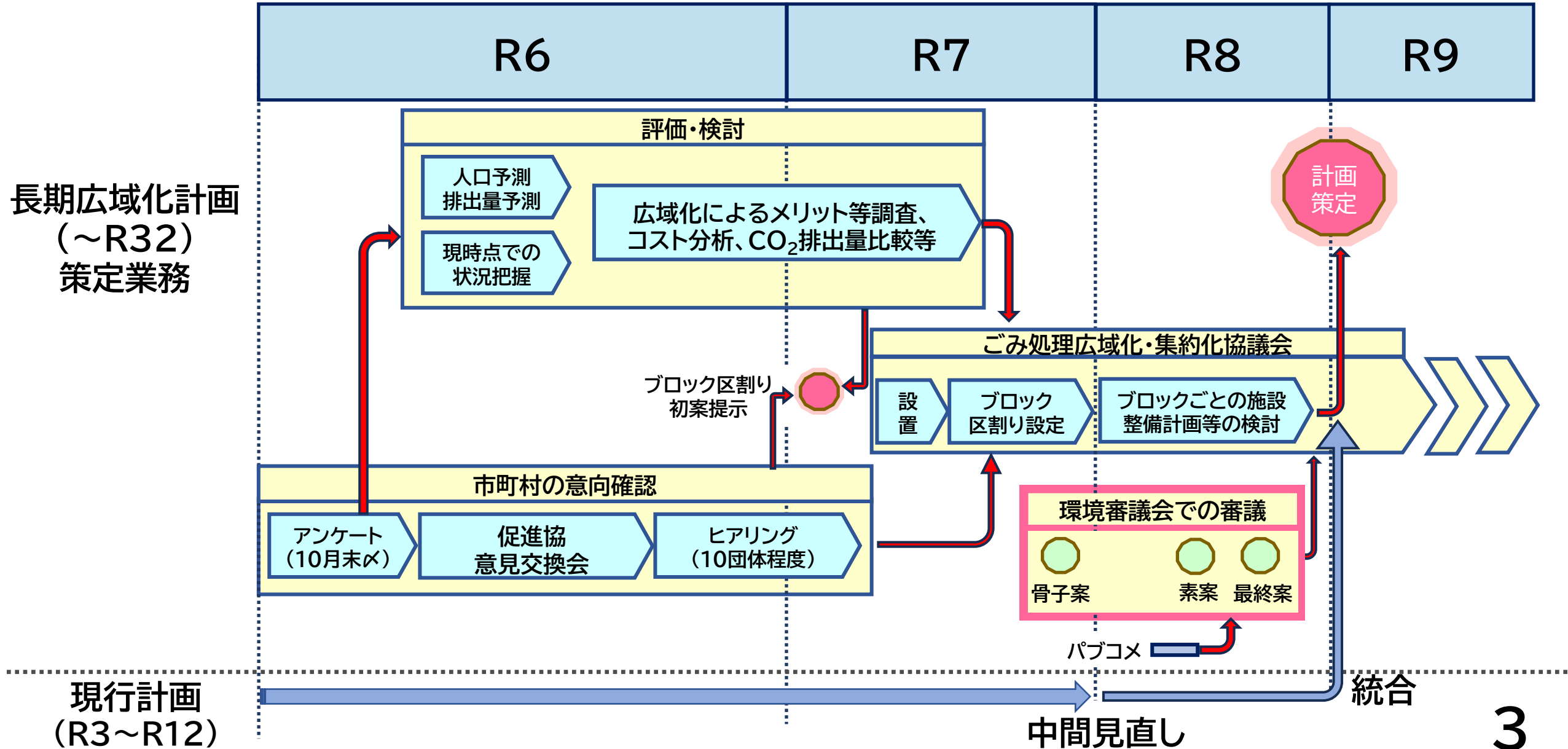
ア 現時点での広域化の状況、人口・ごみ排出量等の将来予測
↓ 評価・検討
↓
(施設数の変移を含む)

イ 広域化ブロック区割り…ごみ処理広域化・集約化協議会※で合意を得た
上で計画へ反映
※都道府県とブロック内市町村で構成

ウ ブロックごとの処理施設の整備計画等の処理体制
ごみ焼却施設の施設規模検討の目安:300t/日以上(又は600t/日以上)

エ 再資源化施設の整備検討…プラスチックの広域的処理
(プラスチック資源循環促進法)

2 今後の進め方(計画策定:R8年度末を目標)



(参考)現行計画について

■ 計画概要

計画期間: R3～12年度(10年間)

検討対象: 今後10年間で処理施設の更新等の検討が
見込まれる市町村

見直し: 中間年度(R7)までの検討を踏まえ見直し
※ブロック区割りは未設定

■ R5年度 of 取組

R4年度に意見交換会の意向確認を行い、参加希望31
団体について、3グループに区分※し、意見交換会を実施
※ヒアリング結果や地理条件等で「東葛・葛南」、「山武・
香取等」、「いすみ市等」に区分

■ 長期計画策定後の扱い

現行計画は新計画に統合される予定

